

監 査 結 果

以下の多治見市職員措置請求について、次のとおり決定する。

平成27年12月 1日

多治見市監査委員 尾関恵一

同 安藤英利

記

第1 請求の受付

1 請求人

多治見市喜多町8丁目36番地の5 井上 拡幸

2 請求年月日

平成27年10月8日

3 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明及び補足資料から、請求人による請求の要旨を次のように解した。

平成27年7月23日に行われた多治見市池田保育園指定管理者候補団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定内容に幾つかの疑義があるにも関わらず、次期指定管理者が決定された。

よって、多治見市長に対し、平成28年度から平成32年度までの期間に子ども支援課より次期指定管理者である社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「多治見社協」という。）に保育所管理費の細目として支払われる「毎年度国が定める年齢ごとの公定価格（保育単価相当額）にその月の在籍児童数を乗じた額、事務職員雇上費加算額、主任保育士専任加算額、児童用採暖費加算額及び市が定める特別保育に係る補助金相当額を合算した額」の差し止めを求める。

4 請求の理由

- (1) 今回の次期指定管理者候補団体（以下「候補団体」という。）の選定を取り扱う市の職員（福祉部長 瀧瀬昭司氏（以下「福祉部長」という。））が、今回応募した多治見社協の理事であることが確認された。これは、多治見市池田保育園指定管理者公募要領（以下「公募要領」という。）に記載される「選定委員及び関係市職員との接触」及び岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載される「申請資格」に抵触し、失格に該当する疑いがある。

(2) 公募要領において候補団体の選定については、書類審査及び提案説明による審査を行う旨の記載がある。しかし第2回選定委員会の席上、委員から「採点表の基準・評価項目について提案者に伝えられているか。多治見社協は評価項目通りのプレゼンで非常にわかりやすかったが、いしずえ会（社会福祉法人いしずえ会のこと。以下「いしずえ会」という。）は評価項目に沿ってプレゼンしていない為、非常にわかりにくかった。」との質問が出されたことから、第2回選定委員会では、提案説明のみの点数評価が行われ、提案書原本に対する点数評価がなされていない疑いがある。すなわち、公平な選定が行われたとは思えない。

(3) また、同委員の発言に対して、福祉部長が「配点も含めて公募要領に記載してあり、市が何を期待し、どのような点を評価するかは伝わっていると思う。」と発言している。この発言について、現指定管理者であるいしずえ会の園長（提案説明をした者）に確認したところ、市から評価項目通りの提案説明が必要である旨の通達はなく、福祉部長からも聞いていないとの回答を得た。

これにより、第2回選定委員会の議事における福祉部長の発言が虚偽であることが確認されたが、そもそも、福祉部長が第2回選定委員会の議事に参加していること自体が、公募要領で禁止される「選定委員及び関係市職員との接触」及び多治見市保育所指定管理者候補団体選定及び評価委員会設置要綱（平成17年告示第158号。以下「設置要綱」という。）第7条の除斥規定に抵触する。

(4) 平成22年に行われた池田保育園指定管理者候補団体選定の評価項目と、平成27年の評価項目を比較すると、今回の評価項目は、次のように市の要望に沿っているかどうか重点を置いたものに変更されている。

ア) 「4. 提案書の独創性（他に例をみないものか）があり実現可能性があるか。」が削除されている。

イ) 「2. 提案書が保育園の趣旨・目的に合致しているか（的確性）」は、「2. 提案書が本市の保育園の趣旨・目的に合致しているか（的確性）」となり、「本市」という言葉が追加されている。

公募要領には、選定委員会は事業計画に関する明瞭性、独創性、実現可能性、的確性及び提案性等を考慮し、採点を行う旨の記述があり、当然、独創性の評価もしなければならない。しかし、独創性に関する評価項目が削除されていることから、独創性を考慮した評価、総合点数による採点ができない。

また、これら評価項目の変更は、市の独断（選定委員会）で行われ、ホームページ等での公表がされず、池田保育園保護者、いしずえ会に知らされず、今回の選定を行う選定委員にも知らされていない。

今回の選定は、民営（私立）を評価する項目（独創性）を意図的に外すことで、市の外郭団体である多治見社協に有利なように評価項目を変更していること、評価項目の変更手続が公正でないことから無効であると言わざるを得ない。

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実である。しかしながら、対象となる財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）そのものに固有の違法性が認められない場合であっても、当該行為等に先行する非財務会計上の行為が、これに後続する当該行為等と密接又は事実上直接的な関係にあり、かつ、重大・明白な違法性があるときには当該行為等の差止が認められる場合があると考えられる。

上記、請求の要旨を勘案し、請求人が違法あるいは著しい怠る事実を経て行われている事業であると主張する非財務会計上の先行行為について、次の点を監査対象事項とした。

- (1) 福祉部長が、候補団体に応募した団体の理事を務めることが、公募要領に記載される申請者の制限に抵触するか否か
- (2) 第2回選定委員会に福祉部長が出席し発言したことが、公募要領に記載される禁止事項（選定委員及び関係市職員との接触）に抵触し、第2回選定委員会の議事に参加したと認められかつその発言が虚偽であると認められるか否か
- (3) 選定委員会による公募団体の選定が提案説明のみの評価で、提案書の評価がされているか否か
- (4) 公募要領に記載される評価項目の変更手続が不適切であって、総合点数を採点できずかつ変更された評価項目が特定の団体に有利なものか否か

2 監査対象部署

福祉部 子ども支援課

3 請求に対する多治見市長の回答

本件請求に対し多治見市長の見解・意見を求めたところ、書面により、次のとおり回答があった。

- (1) 請求理由に対する見解・意見書の提出等について（平成27年10月21日付け多子第1538号）
 - ア) 請求人が主張する公募要領 13指定管理者候補団体の選定（4）その他の留意事項 ア で禁止されている、「選定委員及び関係市職員との接触」について、福祉部長が多治見社協として選定委員、関係市職員と接触した事実はない。
なお、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインは、岐阜県のガイドラインであり、本市への適用は無い。
 - イ) 書類審査及び提案説明による審査は、公募要領に「審査にあたり、提出書類について説明していただく機会を設ける」旨、明示した上で、選定基準に基づく具体的な評価項目及び配点を示しており、改めて申請団体に通知することは、これまでも行っていない。
第2回選定委員会において、選定委員から事務局に対して出された質問に、福祉部長が回答したことは、これらを踏まえた発言であり、虚偽の発言ではないとともに、単なる質疑応答であるから、選定委員会の公平性・公正性を失するものではない。

なお、選定委員には、提出書類を事前配布している。提案説明は、評価の一側面であり、提出書類と合せて評価されることとなる。

- ウ) 評価項目を含めた公募要領の内容は、第1回選定委員会における議論を踏まえて決定している。公立保育園である以上、市民や利用者全体のことを考え、他の公立保育園と一丸となって本市の保育施策を推進していくことは当然のことである。今回の評価項目は本市の責任において行う保育において、適切な内容であったと確信する。
- エ) 以上により、請求人の主張には根拠がない。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し平成27年11月4日に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、次のとおり陳述及び書面により請求内容の補足説明があった。

- (1) 福祉部長が多治見社協の理事であることについて、「公募要領上の欠格事由にはあたらない」と多治見市長は主張するが、福祉部長は、選考に重大な権限を有する選考委員会の責任者として、自身が役員に就任している団体を候補団体とした選定委員会を陣頭指揮している。

これは社会常識的に許される範囲を超え、公募要領に記載される選定委員会及び関係市職員との接触禁止に抵触する。

- (2) 評価項目表は、第2回選定委員会の提案説明の前に配られているため、提案書原本の評価ではなく、提案説明だけの評価になっていると言わざるを得ない。評価項目どおりに提案説明を行わなかったことが点数評価の際に不利になっており、公平に選定が行われていないことは、選定委員の「採点表の基準・評価項目について提案者に伝えられているか。多治見社協は評価項目通りのプレゼンで非常にわかりやすかったが、いしずえ会は評価項目に沿ってプレゼンしていない為、非常にわかりにくかった。」との発言をみれば一目瞭然である。

- (3) 評価項目の変更は、市の方針が変わったことによるものと市の選定委員会は主張する。しかし、平成26年度の評価項目（旭ヶ丘保育園指定管理者候補団体選定時）と比べても今回の評価項目は変更されている。この平成26年度における旭ヶ丘保育園指定管理者候補団体選定時以降、市の方針は大幅には何も変更されていないにもかかわらず評価項目が変更されている。このことから、明らかに多治見社協に有利なように変更されていることは一目瞭然である。

評価項目の変更は、選定委員会で議論して決定したというが、評価項目を変更する理由について、選定委員には何も知らされていないし、議論もされていない。

加えて、評価項目の変更を議題とした選定委員会を主導したのは、多治見社協の理事であり選定委員会の責任者である福祉部長である。

5 多治見市長の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、多治見市長に対し平成27年11月4日に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、次のとおり陳述及び補足資料により説明があった。

- (1) 本市は、公平に指定管理者を選定するため、外部委員を含む選定委員会において審査し選定している。今回の選定もこれまで同様、5年の選定毎に保育の現状を踏まえた公募要領、評価項目の見直しや検討を行っている。

- (2) 今回の選定に関しては、5月13日開催の第1回選定委員会において、評価項目を含む公募要領・仕様書の内容を審議して決定し、6月1日からホームページで公開して公募を行っている。なお、評価項目は、前回と同じとする必要はなく、その時々併せて今後の5年間を最も良い保育ができるものとして考えている。
- (3) その評価項目を含む公募要領・仕様書の内容は、第1回選定委員会で議論を行い適切に決定されたものである。選定委員に知らされていないと請求人は主張するが、選定委員9名中6名が出席されている。

6 証拠及び資料の提出

本件請求のあった平成27年10月8日から現在までに、請求人、多治見市長及び多治見社協から、次のとおり証拠及び資料が提出された。

(1) 請求人が提出した証拠

- ア) 多治見市職員措置請求書及び証①から証⑤までとCD音源（平成27年10月8日付け多監第76号により收受）。
- イ) 追加書類証⑥から証⑦まで（平成27年10月28日付け多監第96号により收受）
- ウ) 意見陳述書及び資料①から資料③まで（平成27年11月4日付け多監第100号により收受）
- エ) 選定委員による意見陳述書（平成27年11月9日付け多監第106号により收受）
- オ) 池田保育園長による意見書（平成27年11月9日付け多監第107号により收受）

(2) 多治見市長が提出した証拠

- ア) 請求理由に対する見解・意見書の提出等について及び多治見市池田保育園指定管理者公募要領（平成27年10月21日付け多子第1538号：平成27年10月21日付け多監第90号により收受）
- イ) 陳述における補足資料（平成27年11月4日付け多監第101号により收受）
- ウ) 指摘事項に対する回答について（平成27年11月9日付け多子第1656：平成27年11月9日付け多監第103号により收受）

(3) 監査委員の依頼により多治見市長が提出した資料

- ア) 多治見市職員措置請求に関する資料の提出等について（平成27年10月23日付け多子第1571-1号：平成27年10月23日付け多監第92号により收受）
- ① 多治見市池田保育園指定管理者申請書 社会福祉法人いしずえ会
- ② 多治見市池田保育園指定管理者申請書
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会
- ③ 池田保育園指定管理者応募プロポーザル プレゼンテーション
社会福祉法人いしずえ会

(4) 監査委員事務局の依頼により多治見社協が提出した資料

- ア) 監査に関する資料の提出について（平成27年10月29日付け：平成27年10月29日付け多監第97号により收受）
- ① 平成26年度 多治見市社会福祉協議会 第3回理事会議事録

第3 監査の結果

本件請求については、監査の結果、合議により次のように決定した。

1 結論

本件請求を棄却する。

2 判断

本件請求の対象である候補団体の選定手続については、公募要領及び仕様書、選定基準に基づく評価項目の配点の検討及び決定を平成27年5月13日開催の第1回選定委員会で行っている。

そして選定委員会で決定された公募要領に基づく公募を行い、応募団体である多治見社協及びいしずえ会の審査・採点を平成27年7月23日開催の第2回選定委員会で行い候補団体を選定している。

このことから、候補団体の選定は、一応、多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第26号。以下「手続条例」という。）、多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号。以下「手続条例施行規則」という。）、設置要綱の規定に沿って行われていると認められるが、以下、監査の対象事項について検討する。

- (1) 福祉部長が、候補団体に応募した団体の理事を務めることが、公募要領に記載される申請者の制限に抵触するか否か

指定管理者制度では、条例の定めるところにより指定管理者に公の施設の管理を行わせることができ、その条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要事項を定め、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている（自治法第244条の2参照）。

多治見市は、この自治法の規定に基づき、手続条例を定めている。手続条例第3条には、指定管理者の欠格条項として、指定管理者の指定を請負とみなした場合に、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体は、指定管理者となること、指定管理者となるための申請をすることができない旨の規定（以下「みなし規定」という。）がされている。

そして、手続条例第2条に規定する公募について、手続条例施行規則第2条では、公募要領を作成することとなっているが、この公募要領に記載される申請者の制限アに、みなし規定の記述がある。

したがって、多治見市においては、長や議員若しくは特定の委員会の委員が経営する法人その他の団体にあっては、指定管理者になることができないが、多治見市の一般職員である福祉部長が理事を務める団体が、指定管理者になるための申請をすることは、公募要領に記載される申請者の制限に抵触するとは言えない。

よって、指定管理者の選定を取り扱う福祉部長が、応募団体である社協の理事であることが確認されたから失格であるとの請求人の主張は採用できない。

なお、請求人による岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインの申請資格に沿わない旨の主張については、岐阜県のガイドラインであり、多治見市に適用されるものではないからこれ以上の検討はしない。

- (2) 第2回選定委員会に福祉部長が出席し発言したことが、公募要領に記載される禁止事項（選定委員及び関係市職員との接触）に抵触し、第2回選定委員会の議事に参加したと認められかつその発言が虚偽であると認められるか否か

公募要領には、13指定管理者候補団体の選定（4）その他の留意事項 ア として、選定委員及び関係市職員との接触の禁止が記載されている。

福祉部長が理事を務める多治見社協が、指定管理者になるための申請をすること、すなわち、応募団体となることに違法性のないことは前記第3 2（1）のとおりである。

福祉部長が福祉行政を所管する部門の長であることを考慮すると、社会福祉法人である多治見社協やいしずえ会と接触をすることは自然なことである。問題となるとすれば、公募要領が施行すなわち公募要領が配布された平成27年6月1日以降、福祉部長が福祉部門の長としての通常の業務の範囲を超えて、公募要領に記載されるものの、公募説明会・面接等正当な行為を除く本件提案についての接触が行われた事実があるかということとなる。

請求人が提出した証②平成27年度第2回多治見市池田保育園指定管理者候補団体選定委員会議事録には、出席者として事務局の欄に福祉部長の記載があり、委員会冒頭のあいさつを含めて5回の発言が確認できる。

この議事録をみると、あくまでも福祉部長は選定委員会の事務局として出席していることが確認され、その発言も選考内容を左右するものとは認められない。請求人が特に示す、「配点も含めて公募要領に全て記載してあり、市が何を期待し、どのような点を評価するかは伝わっていると思う。」という発言にしても、選定委員の質問に対する事務局としての発言であると捉えることが自然であり、議事に参加して発言したものと捉えることは適当ではない。

よって、応募団体である多治見社協の理事を務める福祉部長が、選定委員会に出席したことが、公募要領に記載される「選定委員及び関係市職員との接触」にあたりとすることはできない。なお、これ以外に福祉部長が本件提案についての接触があったことを示す証拠はない。

また、請求人は、福祉部長が当該発言において使用した「思う」という表現を捉えて、非常にあいまいで無責任な発言であるというが、福祉部長の発言にある「配点も含めて公募要領に全て記載してある」ことは公募要領を見れば事実である。そして、「市が何を期待し、どのような点を評価するかは伝わっていると思う。」と、「思う」と表現したことについては、「市は、選考基準や、評価項目、選考方法について記載した公募要領を、等しく応募団体に渡しているのだから伝わっている。」と理解しているが、当事者として答えているわけではないから、「思う」と表現しているとみるべきである。

加えて、請求人は、福祉部長の当該発言の内容をいしずえ会の提案説明者に確認したところ「評価項目通りプレゼンをしてください。とは市から通達もなく、福祉部長本人からも聞いていない。」と発言したことから、福祉部長の発言が虚偽であることが確認できたと主張する。

しかし、多治見市長が提出した公募要領には、書類審査及び提案説明による審査については、「審査に当たり、提出書類について説明していただく機会を設けます。」と明示した上で、選定基準に基づく具体的な評価項目及び配点を示していることが確認できる。

これらを勘案すると、福祉部長が第2回選定委員会に出席したことが、公募要領で禁止される「選定委員及び関係市職員との接触」に該当し、設置要綱第7条の除斥規

定に該当するとの請求人の主張及び福祉部長の発言が非常にあいまいで無責任な発言であり虚偽であるとの請求人の主張はいずれも採用できない。

- (3) 選定委員会による公募団体の選定が提案説明のみの評価で、提案書の評価がされているか否か。

多治見市長が提出した公募要領には、評価項目と配点が記載されている。その評価項目を見ると、「提案書全体について」との記載が確認でき、選定委員会における評価にあたっては、それぞれの委員が提案書に記載されている内容を確認したうえで採点すべきものであると認められる。

また、請求人が提出した証②平成27年度第2回多治見市池田保育園指定管理者候補団体選定委員会議事録を見ると、第2回選定委員会の冒頭に、「候補団体の説明を聞いて頂き、資料をご覧になった点を勘案され」との発言があり、各団体と委員との質疑においても提案書の記載に関する質疑がなされ、さらに提案説明後のいしずえ会の採点を取りまとめる場において、「先ほどのプレゼンでは説明がとても足りないが、頂いたファイルの資料を読んでいけば根本的なところは押さえられていると思うのでAとした。」という委員の発言もあることから選定委員会における点数評価は、提案説明の内容のみで行われ、提案書に記載された内容が勘案されていないと言い切ることはできない。

加えて、第2回選定委員会の冒頭、「実際の候補団体に納得いくまで積極的に質問いただきたい。」との発言があり、候補団体との質疑応答がなされたうえで、最終的な点数は、選定委員会で協議・意見交換され、出席委員全員の合議により決定されている。

ところで、請求人から提出された選定委員の意見陳述書には、「提案説明においていしずえ会は、いしずえ会の理念、方針を全面に出し、提案書という文書では表現できない民営の部分に重点を置き、多治見社協は、いかに市の理念、方針に沿えるかという公設の部分に重きを置いていた。」との趣旨の記述がある。また、請求人から提出された池田保育園長の意見書には、「提案説明が、総花的な説明にならないよう、保育園の第一の使命である保育の質が担保されていると言う点に絞って説明した。」との趣旨の記述がある。

提案説明は、限られた時間内に、効果的に説明を行うものであり、提案書に沿った説明を行うのか、それとも、最も伝えたいことに絞って説明を行うのかについては、提案説明者の判断に委ねられたものであると言うべきである。

これらを勘案すると、候補団体の選定において、提案説明のみの点数評価が行われ、提案書原本に対する点数評価がなされていない疑いがあるとの請求人の主張は採用できない。

- (4) 公募要領に記載される評価項目の変更手続が不適切であって、総合点数を採点できずかつ変更された評価項目が特定の団体に有利になるようなものか否か

池田保育園については、指定管理者制度を活用し民間にその管理及び運営を行わせるということであり、公の施設であることには疑問の余地は無い。つまり、公立の保育園を廃止して、完全に民間に管理及び運営を行わせる民営化ということではないから、その管理及び運営には、一定の限度で市の判断が及ぶものと理解できる。

したがって、市が掲げる保育方針、各種計画やプランとの整合性、公立保育園の共通した取り組みを行うことを求めることはもっともなことであり、「5. 提案書が本

市の保育園の趣旨・目的に合致しているか（的確性）」というように、「本市」という表現を加えることにより、市の保育園運営の趣旨・目的に合致していることを求めることは許容されるべきものである。

なお、この「本市」を加える変更は、平成26年度に実施された多治見市旭ヶ丘保育園の指定管理者候補団体選定時の公募要領に記載された評価項目において既に行われており、池田保育園の候補団体の選定に併せて変更したものではない。

平成26年度と平成27年度では、市の方針が大幅には何も変更されていないから評価項目は同じであるべきと請求人は主張するが、評価項目の内容については、時宜にあって年々変化することは当然あり得ることである。

こうした評価項目を含む選定基準の検討は、選定委員会の所掌事務であり（設置要綱第2条）、どの項目を取捨選択するか、評価項目をどうすべきかについては、その時点の選定委員会が決定することである。

請求人から提出された選定委員の意見陳述書には、「選定委員会において、評価項目を含めた公募要領の内容について議論した事実はなく質疑応答であった。」という趣旨の記述があるが、多治見市長が提出した平成27年度第1回選定委員会議事録では、事務局による公募要領、仕様書、評価項目の配点についての説明の後、質疑応答、修正点の提案についての時間が設けられている。このため、選定委員にあっては、疑問や提案すべきことがあれば事務局や選定委員会に対して意見を述べる機会があったこととなる。

一方で、請求人が提出した選定委員の意見陳述書における「選定委員夫々が評価項目自体の変更もありえるという可能性を認識できていない。もう一人の保護者委員も同意見である。」との記述、多治見市長が意見陳述時に行った個々の項目変更について説明はしていない旨の発言から考えると、選定委員に対する説明に不親切な点があったことは否めない。

手続条例第5条では、指定管理者の選定にあたっては、事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上が図られるものであること、施設の適切な維持及び管理が図られ、管理に係る経費の縮減が図られるものであって、その事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みのある団体を選定するよう規定している。公募要領の選定基準に記載される「明瞭性、独創性、実現可能性、的確性、提案性等」とは、手続条例第5条に規定する選定基準に沿った事業計画書であるかについて、考慮する視点であって、評価する項目に個別に掲げなければそれらの視点が評価できないとは言えない。

したがって、平成22年度、平成26年度の公募要領の評価項目と平成27年度のそれを比較し、変更されたことをもって、評価項目の変更手続が不適切であって、総合点数を採点できないとの請求人の主張は採用できない。

個々の評価項目で言えば、「4. 提案書の独創性（他に例をみないものか）があり実現可能性があるか。」が削除され、「5. 提案書が本市の保育園の趣旨・目的に合致しているか。（的確性）」と修正されていることが、特に特定の団体に有利、不利に働くとは認めがたいから、変更された評価項目が特定の団体に有利になるとの請求人の主張は採用できない。

多治見市長が評価項目について市ホームページ及び紙面にて公表していること、多治見市長が提出した平成27年度第1回選定委員会議事録では、池田保育園保護者代表委員2名を含む6名の委員が出席した選定委員会で公募要領及び仕様書、選定基準に基づく評価項目の配点を検討し決定していることが確認できることを考慮すると、改めて保護者の同意若しくは事前説明を行わなければならないとする根拠はない。

したがって、評価項目の変更は、市の独断（選定委員会）で行われ、ホームページ等での公表がされず、池田保育園保護者、いしずえ会に知らされず、今回の選定に係る選定委員にも知らされておらず、評価項目の変更手続が公正でないから無効であるとの請求人の主張は採用できない。

以上のとおり検討した結果、本件多治見市職員措置請求については、結論のとおりとする。

3 補足意見

上記のとおり、本件多治見市職員措置請求は棄却するが、監査委員として以下のとおり意見を述べることとする。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有する知識・経験等を活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため、自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により設けられた制度である。

本件請求にあるような、保育園をはじめ、継続して幼児や児童の保育等をする施設の管理に、指定管理者制度が馴染むものであるのか否かを含め、今後のあり方について再考いただきたい。

以上